

認可外保育施設の保育料を助成します！

世帯第3子以降の0～2歳児のお子さんが利用する認可外保育施設の利用料を助成します。まずは、越前市こども家庭課にご連絡ください。

(他制度で助成を受ける場合は対象外です。)



1. 助成の対象児童（次のすべてに該当すること）

- ・越前市内に住所があり、世帯で第3子以降であること
- ・満3歳の誕生日を迎えた後の3月31日を過ぎていないこと
- ・保育園、認定こども園、小規模保育事業所に入所していないこと
- ・保護者の就労等により認可外保育施設を利用して、保護者が利用料を毎月支払っていること（月額でなく、1日・1時間単位で利用している場合、月70時間以上利用していること）

2. 助成額

1か月あたり2万円を上限に、認可外保育施設に支払った保育利用料
※必ず領収書をもらってください。

要件を満たすか確認しますので、
必ず事前にご相談ください！

3. 申請方法

①申請する前に、お電話またはこども家庭課窓口（市役所7番窓口）
でご相談ください。

（利用状況によっては保育認定の書類を提出していただく場合があります。）

②次の書類を申請期限までにご提出ください（郵送可）。

- ・越前市保育利用料助成給付金交付申請書兼請求書 ※申請者は保護者
- ・認可外保育施設が発行した領収書の写し
- ・助成金振込先の通帳の写し ※振込先は申請者の口座

4. 申請期限

施設を利用した年度の3月末日まで

申請は、毎月でも、数か月ごとでも、年間分まとめてでも随時可能

※3月31日を過ぎて申請された場合は助成金をお支払いできません。



←市ホームページはこちらからご覧ください。

【お問い合わせ先】

〒915-8530 越前市府中一丁目13-7

越前市役所こども家庭課 Tel: 0778-22-3006

R4.5